

# 指定特定施設入居者生活介護事業所あいらん 運営規程

## 第1章 事業目的及び運営方針

### (事業目的)

第1条 社会福祉法人室蘭福祉事業協会が設置する特定施設入居者生活介護事業所(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項及び第8条の2第9項に規定する生活介護を行う事業所をいう。以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある利用者(以下「利用者」という。)に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 事業所は、特定施設サービス計画(以下「サービス計画」という。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健、医療及び福祉サービス機関との緊密な連携に努める。

## 第2章 名称、所在地、入居定員等

### (名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 指定特定施設入居者生活介護事業所あいらん
- (2) 所在地 室蘭市祝津町3丁目16番47号

### (入居定員及び居室数)

第4条 事業所の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

- (1) 入居定員 30人
- (2) 居室数 30室(1人部屋)

### 第3章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第5条 職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(非常勤兼務)
- (2) 生活相談員 1人(常勤専従)
- (3) 計画作成担当者 1人(常勤専従)
- (4) 介護職員 10人以上(非常勤兼務)
- (5) 看護職員 1人以上(常勤兼務)
- (6) 機能訓練指導員 1人(常勤兼務)
- (7) 管理栄養士 1人以上(非常勤兼務)
- (8) 事務員 1人以上(常勤兼務)

2 前各号に掲げる職員の職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 事業所の職員及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 利用者及びその家族への生活相談に対応するとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (3) 計画作成担当者 サービス計画の立案、作成及び関係機関との調整を行う。
- (4) 介護職員 利用者の自立の支援及び日常生活の充実のために、全般にわたる介護を行う。
- (5) 看護職員 利用者の保健衛生管理に関すること及び看護業務を行う。
- (6) 管理栄養士 入所者の心身の状況に合った食事の提供を行うため、嗜好調査の実施や給食業務に関する監督を行います。また、適宜、栄養指導を行います。
- (7) 事務員 必要な事務を行います。

### 第4章 事業所の内容及び利用料その他費用の額

(内容説明、契約の締結等)

第6条 管理者は、サービスの提供の開始に際して、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用料の額、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を締結するものとする。

2 管理者は、前項に規定するサービス提供開始に当たり、介護保険被保険者証により被保険者資格、認定状況及び有効期間を確認する。

(サービス提供方針)

第7条 事業所におけるサービス提供方針は、次のとおりとする

- (1) 利用者の要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう配慮し日常生活に必要な援助を行う。
  - (2) 懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービス提供方法等について十分な説明を行う。
- 2 管理者は、事業所におけるサービスの質の評価を行い、常にその改善に努めるものとする。

(相談及び援助)

第8条 常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行うものとする。

(サービス計画の作成及びサービスの提供)

第9条 計画作成担当者は、利用者の有する能力及び置かれている環境等の評価を通じて、その抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握し、自立した日常生活を営むことができるようサービス計画を作成するものとする。

- 2 前項に規定するサービス計画の作成に当たっては、その原案をあらかじめ利用者又はその家族に説明し同意を得て当該計画を作成し、利用者に交付する。この場合において、常に当該計画の評価を行い、必要に応じて変更するものとする。
- 3 サービス提供に必要な支援は次のとおりとする。
  - (1) 自らが入浴困難な利用者については、1週間に2回以上、適切な方法により入浴又は清拭を行うこと。
  - (2) 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うこと。
  - (3) 食事、離床、着替え及び整容等の日常生活上の援助を行うこと。

(利用料)

第10条 事業所がサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証に示す割合の額とする。

- 2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合は、利用者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

- 3 前2項に規定するほか、次に掲げる費用を徴収する。
  - (1) 利用者の選定により提供される介護その他日常生活上の便宜を要する費用
  - (2) おむつ代
  - (3) 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められる費用
- 4 前3項までの利用料に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し同意を得るものとする。

(利用料の変更等)

第11条 管理者は、介護保険法その他関係法令の改正又は経済状況の著しい変化その他止むを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

- 2 管理者は、前項の規定により利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対して、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し同意を得るものとする。

## 第5章 居室使用

(居室使用及び居室移動)

第12条 利用者は、原則として、別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとする。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、居室を移動することができる。

- (1) 現に、利用している居室の位置、配置等が、より適切なサービスを提供するうえで著しい支障があると判断されるとき。
  - (2) 適切なサービスを提供するに当たり、他の利用者との居室の位置関係等が日常生活を送るうえで著しい支障があると判断されるとき。
  - (3) 前2号に規定するほか、利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があると判断されるとき。
- 2 管理者は、サービスの提供に著しい支障があると認めるときは、利用者の同意を得て居室を移動させることができる。

(居室鍵の貸出 手続き)

第13条 前条第1項に規定する居室鍵の使用を希望する利用者は、指定の書面により管理者に届け出なければならないこととする。

(居室移動に係る費用負担)

第14条 前条第2項の規定により居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を、入居前の原状に回復しなければならない。

2 前項の場合において、原状に回復する費用は利用者の負担とする。

## 第6章 緊急時等における対応

(緊急時の対応)

第15条 管理者は、利用者の心身の状況に急変が生じた場合、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに利用者の主治医又は協力医療機関に連絡するとともに、できるだけ速やかにその家族に連絡するなど、必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第16条 管理者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、前条の規定に沿って対応するとともに、市町村等関係機関に連絡する。

(緊急やむを得ず身体拘束を行う際の対応)

第17条 当施設におけるサービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動の制限を行わない。施設は、前述の身体拘束を行う場合は、次の手続きによるものとする。

- (1) 身体拘束廃止委員会防止委員会を設置する。
- (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
- (3) 当該入所者又はご家族に説明しその他の方法がなかったか改善方法を検討する。

## 第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第18条 管理者は、非常災害その他の緊急事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し職員に周知するとともに、当該計画に従って、年2回以上の避難誘導訓練その他必要な訓練等を行う。風水害、地震等を想定した訓練を実施する（夜間想定訓練も実施）。

## 第8章 その他運営に関する重要事項

### (入退所の記載)

第19条 管理者は、入所に際しては、入所年月日、施設の種類及び名称を被保険者証に記載し、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載する。

### (勤務体制等)

第20条 管理者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定めるものとする。

2 管理者は、職員の資質向上のための研修の機会を設けるものとする。

### (協力医療機関等)

第21条 管理者は、入院治療、歯科治療等を必要とする利用者のために協力医療機関を定めるものとする。

### (重要事項等の掲示)

第22条 管理者は、事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に関する重要事項を掲示するものとする。

### (秘密の保持)

第23条 事業所の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職した場合も同様とする。

### (苦情処理)

第24条 管理者は、サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に対して迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する。

2 前項の規定による苦情を受け付けた場合には、その内容を記録する。

3 管理者は、提供するサービスに関しての市町村からの文書の提出又は提示の求めや、市町村職員からの質問又は照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するものとする。

4 管理者は、サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して、北海道国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）の調査に協力するものとする。この場合において、連合会から指導又は助言を受けたときは必要な改善を行い、連合会からの求めに応じてその改善内容を報告するものとする。

(地域との連携)

第 25 条 運営に当たっては、地域住民、関係団体との連携、協力等を行い、地域との交流に努めるものとする。

(記録と整理)

第 26 条 管理者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 管理者は、利用者に対するサービス提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 27 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を擁護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他)

第 28 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定入居者生活介護事業所あいらん運営規程は廃止する。

3 社会福祉法人室蘭福祉事業協会養護老人ホームあいらん運営規程の一部を次のように改正する。

第3条 職員の職種及び員数は、次のとおりとします。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| (1) 施設長   | 1人（常勤兼務）  |
| (2) 医師    | 1人（非常勤）   |
| (3) 生活相談員 | 2人（常勤兼務）  |
| (4) 支援員   | 11人（常勤兼務） |
| (5) 看護職員  | 1人（常勤専従）  |
| (6) 栄養士   | 1人（常勤兼務）  |
| (7) 事務員   | 1人（常勤）    |
| (8) 介助員   | 1人（常勤兼務）  |

(以下略)

附 則

1 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。